【現在】企業の能力：新しい担い手技術者の活用

評価基準	評価	配点
現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格の無い、①若手技術者（審査及び評価の基準日において35歳以下）または、②女性技術者を１名以上配置、活用する場合に評価する。	配置あり	２点

【見直し】企業の能力：新しい担い手（現場代理人・担当技術者）技術者の活用

評価基準	評価	配点
配置あり現場代理人または担当技術者として、①若手技術者（審査及び評価の基準日において35歳以下）または、②女性技術者を１名以上配置、活用する場合に評価する。	配置あり	１点

【新規】技術者の能力：新しい担い手（監理（主任）技術者）技術者の活用

評価基準	評価	配点
監理（主任）技術者として、①若手技術者（審査及び評価の基準日において40歳以下）または、②女性技術者を配置、活用する場合に評価する。	配置あり	１点